

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条及び第11条に規定する「水質に関する検査(法定検査^{*1})」を申し込みます。

施設名（個人宅の場合は世帯主等のお名前）：	_____
所在地（裏面に案内図も記載してください）：	_____
浄化槽の人槽　：	_____人槽
浄化槽使用開始（予定）：	_____年　　月　　日
浄化槽設置補助金（市町村補助）の有無　：	有　・　無

（指定検査機関^{*2}）

一般社団法人 山梨県浄化槽協会長 殿

年　　月　　日

申込者 住 所

氏 名

印

TEL

（日中に連絡が取れる番号を記載してください。）

浄化槽設置等に係る業者※

名 称（又は氏名）

住 所

連絡先

※ 申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

- *1 浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した3～8か月の間に1回目の法定検査（浄化槽法第7条）を、その後は毎年1回の法定検査（浄化槽法第11条）を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。
- *2 一般社団法人山梨県浄化槽協会（住所：甲府市西下条町965）は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。
- * 法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。
- * 法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

〔 法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会（電話055-288-1132）又は山梨県森林環境部大気水質保全課（電話055-223-1511）にお問い合わせください。 〕

確認欄	市町村 (受理確認)	<input type="checkbox"/> 記載事項チェック	林務環境事務所 (経由確認)	浄化槽協会	受付日
		<input type="checkbox"/> 補助金チェック			

【案内図】

(指定検査機関が法定検査に伺うため、目印になる施設等も含めて記載ください。)

検査手数料（非課税）

処理対象人員	第7条検査手数料	第11条検査手数料
10人槽以下	8,500円	4,500円
11～ 50人槽	10,500円	6,500円
51～ 100人槽	12,500円	8,500円
101～ 300人槽	14,500円	10,500円
301～ 500人槽	17,500円	13,500円
501～ 1,000人槽	20,500円	16,500円
1,001人槽以上	24,500円	20,500円

(令和3年4月1日時点)